

四
發行方法の適
用振替法の
の三
二
の法發号名
条律行稱
項及の及
び根び
そ拠記
の平成二
件等十九
三十
年次年号
の債三十
年第十九
年七月等
省令國財
務省告示
○

六

イ

發

入価 入価・別債行争非者特国
札格行札格第参市及入価・別債
発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
行争額行争非者特国発競I加場

五

イ

方募

入価法入
札格決
発競定
行争の

法め當六つ定う億額
律のに億いにち円面
第公必三て基、金
三債要千はづ財額
条のな八、き政で
第発財百額発法一
一行源四面行第兆
項のの十金し四七
の特確万額た條千
規例保円で利第七
定にを、三付一百
に閑図財百国項四
基する政三債の十
づるた運十に規九

込募各当も各
み限國ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を圃別応ち
割内參募応
りに加額募
当お者を価
ていご順格
るてと次の
。各の割高
申応りい
發別にご務後格
行參よと大に競
「加るに臣行争
と者發応がわ入
い・行募各れ札
う第へ限國るの
」。II以度債入募
非下額市札入
価「を場での
格國定特あ決
競債め別つ定
争市る參てを
入場も加、し
札特の者財た

七

ハ

ロイ
払

ハ

ロ

国行争非者特国入価込	行争非者特国行争非者特国
債入価・別債札格金	入価・別債入価・別債
札格第参市発競金	札格第参市
市場発競I加場行争額	発競II加場
	発競I加場

三千五百十一億三千三百八十三万	万四九一
	八千万兆
	千二五七
	円百千千
	六円八
	十百
	億二
	二十
	千一
	二億
	百七
	六百
	十四
	十五十

でた条特	でた条特九
三利第別	利第別億
千付一会	千付一会四
三国項計	三国項計千額
十債のに	十債のに八面
九に規関	九に規關百金
億つ定す	億つ定す五額
円いにる	円いにる十
て基法	て基法万二付
、づ律	、づ律円千國
額き第	額き第五債
面發四	面發四百
金行十	金行十八
額し六	額し六

でた条特九て基同百に規關億はき
 四利第別億はづ法八つ定す千、發
 千付一会四、き第十いにる三額行
 二国項計千額發六一て基法百面し
 百債のに八面行十億はづ律七金
 四に規關百金し二九、き第十額
 十つ定す五額た條千額發四万で
 三いにる十で利第九面行十円六
 億て基法万二付一百金し六、千
 円、づ律円千國項四額た條特八
 額き第五債の十で利第別百
 面發四百に規萬七付一会四つ
 金行十八つ定円千國項計十い
 額し六十いに、九債のに一で

十
十
三
二

十
十
ロ
イ
一

九
八

の 経 利 入 價 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 價
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

振 額 最
替 低 行 争 非 者 特
額 入 價 ・ 別
面 札 格 第 参
位 金 発 競 II 加

る 定 り 払 募 年
° す 算 込 入 ○
る 出 金 決 ・
期 し 額 定 一
日 た に の パ
に 金 加 通 ト
払 額 え 知 セ
い を 、 を ン
込 第 次 受 ト
む 二 の け
も 十 算 た
の 号 式 者
と に に は
す 規 よ 、

六 額 五 額 平 す 額 の 振 五 四
厘 面 厘 面 成 る の 記 替 万 千
金 以 金 二 ° 整 載 法 円 円
額 上 額 十 数 又 の
百 の 百 九 倍 は 規
円 そ 円 年 の 記 定
に れ に 七 金 錄 に
つ ぞ つ 月 額 は よ
き れ き 十 に 、 る
百 の 百 八 よ 最 振
円 応 円 日 る 低 替
四 募 四 も 額 口
十 價 十 の 面 座
錢 格 錢 と 金 簿

二十九十十
十五十五十五

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子

毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成三十一年七月十五日に
つき百円額面金額一百円を支払う。日本銀行に於ける平成三十一
年七月十五日の額をもつて、財務大臣から通知を受けた者

額面金額の総額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{3}{365}$